

# アメリカ情報局

情報提供 by OFF LINE COMMUNICATIONS, INC.

[www.offline-keitai-usa.com](http://www.offline-keitai-usa.com)

TEL: (516)883-7127 米国

このブログの紹介は、「アメリカ情報局」から引用しました。

2008年3月23日(日)

## アメリカの銃問題

アメリカでは、憲法によって「人民が銃を保持する権利」が保障されている。合衆国憲法修正二条

「The Second Amendment」

”規律ある民兵は、自由な国家の安全にとって必要であり、人民が武器を保有し、また携帯する権利を侵してはならない。”

こうした憲法が制定されたアメリカには400年の開拓の歴史が背景にある。ヨーロッパから未開の新大陸に渡って先住民を駆逐し、イギリスと戦って独立を勝ち取った歴史は、常に銃と共にあった。欧州の支配から抜け出した人々は自治意識が強く、自国アメリカ中央政府すら信用せず、州の自治に重きを置いた。自治は自衛の上に成り立っており、自衛には武器は必要であった。また、食料調達のための狩猟も必須であった。こうして銃保持の権利は憲法で保障されることとなったのである。

連邦法では、銃販売業者は犯罪歴のある者と精神障害者に銃を売ってはならないことになっている。

したがって、多くの州では銃器販売店にコンピューター・ベースによる顧客のバックグラウンド・チェックを義務づけている。

しかし、米国各地で行われているガン・ショーでは、銃の販売ライセンスを持たない個人も売買でき、しかも顧客のバックグラウンド・チェックも免除されている。さらに殆どの売買が現金で行われるため、犯罪に使われた銃の入手経路を辿ることも困難となる。つまり犯罪者、精神障害者であっても銃を買い放題となるのである。現在、このガン・ショーが銃規制法の抜け穴になって違法な銃をブラックマーケットに流通させ、その銃が犯罪に使われているという「ガン・ショー・ループホール」に対する批判が出ており、この現状を改善するために多くの政治家や団体が活動している。

また、ストロー・パーチェス(代理購入)というものがある。バックグラウンド・チェックを通過できないプロの犯罪者や、未成年者は、前科のない妻や恋人、友人などを銃砲店に出向かせ、合法的に銃を買わせる。この方法は、

殆どが防ぎようがないため、州によっては次善策として「1人が購入できる銃は1ヶ月に1丁のみ」というルールを設けている。コロンバイン高校の事件では、当時17歳だった犯人は銃が買えず、18歳の友人がショットガン2丁、拳銃1丁をガン・ショーでストロー・パーチェスしている。

全米ライフル協会 NRA は、約400万人の会員を持つ全米最大の銃愛好家団体であると同時に、潤沢な資金と政治ロビー力で銃規正法に反対を唱える銃擁護団体である。彼らのキャッチフレーズは「銃は人を人を殺さない。人が人を殺すのだ」である。現在、大統領候補の中で、最も熱心な銃擁護派(銃賛成派)であるのは共和党のロン・ポール氏である。

2004年3月、「Assault weapons 規正法」(対人殺傷用銃器規正法)が期限切れとなり、一般人も再びカラシニコフ AK-47 や M16 ライフルを買えることとなった。「対人殺傷用銃器」「ミリタリー式半自動銃」などと訳される Assault weapons、つまり殺傷力の強い銃のことである。

同法は銃規制派が繰り広げた運動の成果として1994年に制定されたが、銃擁護派からの反対が強く、妥協の結果、10年の時限立法となっていた。その延長を巡っても NRA のロビー力は強く、

共和党であるブッシュ政権がそもそも銃擁護派であることも手伝い、規正法は延長されなかった。

実は銃擁護派からのプレッシャーもさることながら、規正法が制定された1994年以前に製造された銃は対象外であったこと、制定後に、Assault weapons の定義から微妙に外れるものの同等の殺傷力を持つ銃が作られてしまったことから、実質的には効力の弱い法律となっていたのである。

そんなブッシュ大統領も、アメリカ史上に残る悲劇となった2007年のバージニア工科大学での銃乱射事件には降参した。2008年1月、ブッシュ大統領は各州がバックグランド・チェックを徹底的にできるよう、データベース構築のために13億ドルの予算を組んだ。(ただし、データベースが完璧に機能するまでに何年もかかるといわれている。)

バージニア州知事も、同州の悪名高い「ガン・ショー・ループホール」を塞ごうと必死に努力した。現行法ではガン・ショーにおいてバックグランド・チェック無しで銃を販売できる個人(銃販売ライセンスを持たない者)にもチェックを義務化しようとしたのである。しかし、2008年1月、

バージニア州議会はバージニア工科大学の遺族が  
詰めかけた議会場にて、この法案を却下した。  
理由は NRA を始めとする銃擁護派からの圧力だった。

アメリカでは、このように「銃を持つことは憲法で  
保障された権利だ」と主張するグループと、  
「銃保持には規制が必要だ」と主張するグループが  
議論を続けている。上記の憲法は確かに銃の保持を  
認めている。だが、この修正二条は今から200年以上  
も昔の19791年に制定されたものであり、もはや  
現代社会にそぐわないとする主張がある。  
だが、銃保持の権利が憲法で保障されえいる限り、  
規制派は訴えようがない。  
従って規制派は、違法な銃の流通防止に的を絞っている。

だが、2008年3月18日、約70年ぶりに修正二条を  
めぐる裁判が最高裁に持ち込まれた。ワシントンDC  
には完全な拳銃禁止法があり、一般市民は自宅にも  
拳銃を置けないことが定められている。これを違憲として  
同地区在住の男性がDCを訴えたのである。

2007年11月、米連邦控訴裁判所は、DC側の主張  
「修正二条は民兵にのみ適用される」を却下し、  
拳銃禁止法を違憲とする裁定を下した。  
これを不服とするDC市長は上訴した。

最高裁の判断2008年夏までに示される見通しで、  
修正二条の解釈をめぐる約70年ぶりの判例となる。  
次期大統領候補を指名する民主党、共和党の  
党大会をそれぞれ8月、9月に控え、銃による  
凶悪犯罪が相次ぐアメリカで再び銃規制をめぐる  
議論が盛り上がる可能性もある。

米主要メディアによると、上告審で市側代理人は、  
規制対象は「武器」のうち短銃に限定されており  
「銃所持の権利と公共の安全」のバランスに配慮  
していると主張した。同市では昨年、銃関連の  
殺人事件が140件以上起きている。

アメリカで日本人も銃の被害者になっている。

(一部記載)

・1992年10月ルイジアナ州バトンルーージュで留学生  
の服部剛丈さん(当時16)が、ハロウィーンの日  
に謝って他人の家に行き、家主に撃たれて死亡。

事件後、服部さんのご両親は「YOSHIの会」を立ち上げ、  
銃犯罪撲滅を目指している。

・1994年3月カリフォルニア州ロサンゼルス市で  
留学生の伊達拓磨さんと松浦剛さん(共に当時19歳)  
が、スーパーマーケットの駐車場でカージャック強盗に

撃たれて死亡。

・1994年8月ニューヨーク州ニューヨーク市留学生の砂田敬さん(当時22歳)が、自宅アパートの非常階段で強盗に撃たれて死亡。

砂田さんの父親は「ストップガンキャラバン隊」に参加し、銃犯罪根絶のための努力を続けている。

・2000年5月ニューヨーク州ニューヨーク市で帖佐亮子さん(当時24歳)が帰宅途中の路上で何者かに撃たれて死亡。